

(高等裁判所経由)

山口地裁総第 463 号

(組ろ-02)

平成 31 年 4 月 15 日

最高裁判所事務総局総務局長 殿

山口地方裁判所長 宮坂昌利

「平成 31 年度裁判官の配置、裁判事務の分配及び代理順序等」の定めについて

(平成 6 年 7 月 22 日付け総一第 182 号に基づく報告)

4 月 15 日現在における標記の定めは、別添のとおりです。

平成31年度

裁判官の配置、裁判事務の分配及び代理順序、開廷
の日割並びに司法行政事務の代理順序に関する定め

平成30年12月11日 裁判官会議決定

平成31年 1月 1日 実施

平成31年 1月10日 所長応急措置

平成31年 1月16日 実施

平成31年 1月25日 所長応急措置

平成31年 2月 1日 実施

平成31年 3月 8日 裁判官会議決定

平成31年 3月25日 実施

平成31年 3月 8日 裁判官会議決定

平成31年 4月 1日 実施

目 次

1 裁判官の配置	-----	1
2 裁判事務の分配	-----	7
3 裁判事務の代理順序	-----	17
4 開廷の日割	-----	19
5 司法行政事務の代理順序	-----	22

1 裁判官の配置

(1) 本庁

第1部

(家) 家裁本務者
(簡) 簡裁本務者
(兼) 簡裁兼務者
〔兼〕 簡裁兼補者
司 司法行政事務掌理者

裁判長 判 事 福 井 美 枝

判事補 (特例) 道 場 康 介

判事補 (特例) 藤 永 祐 介 (てん補)

判事補 清 水 萌

判事補 定 松 祐 太 朗

第2部

裁判長 判 事 宮 坂 昌 利

判 事 福 井 美 枝

判 事 井 野 憲 司

判 事 桂 川 瞳

判事補 (特例) 道 場 康 介

判事補 清 水 萌

判事補 定 松 祐 太 朗

第3部

裁判長 判 事 井 野 憲 司

判 事 桂 川 瞳

判事補 清 水 萌

(2) 周南支部

判 事 山 口 格 之

判 事 若 松 光 晴

判事補 (特例) (家) 奥 山 浩 平

(3) 萩 支部

判事補（特例）

藤永祐介

(4) 岩国支部

裁判長	判事	小野瀬	昭
	判事（家）	佐川	真也
	判事補（特例）（家）	奥山	浩平（てん補）

(5) 下関支部

第1部

裁判長	判事	種村	好子
	判事	辛島	靖崇
	判事補（特例）	木戸口	恒成
	判事補（特例）（家）	日下部	優香
	判事補	堀田	康介

第2部

	判事	種村	好子
裁判長	判事	辛島	靖崇
	判事補（特例）	木戸口	恒成
	判事補（特例）（家）	日下部	優香
	判事補	堀田	康介

(6) 宇部支部

判事	橋本	耕太郎
判事補（特例）（家）	濱崎	俊文

(7) 山口簡易裁判所

司簡易裁判所判事（兼）	宮坂	昌利
簡易裁判所判事（兼）	福井	美枝
簡易裁判所判事（兼）	井野	憲司

簡易裁判所判事（兼）	桂	川	瞳
簡易裁判所判事（兼）	道	場	介
簡易裁判所判事（兼）	坂	本	寛
簡易裁判所判事	渡	部	壽
簡易裁判所判事（職務代行）	藤	永	祐
簡易裁判所判事（職務代行）	野々村	辰	夫

(8) 防府簡易裁判所

簡易裁判所判事	土	井	久	志
簡易裁判所判事（職務代行）	若	松	光	晴
簡易裁判所判事（職務代行）	奥	山	浩	平

(9) 周南簡易裁判所

司 簡易裁判所判事（兼）	山	口	格	之
簡易裁判所判事（兼）	若	松	光	晴
簡易裁判所判事（兼）	奥	山	浩	平
[兼] 簡易裁判所判事	高	田	禎	子
簡易裁判所判事（職務代行）	福	井	美	枝
簡易裁判所判事（職務代行）	井	野	憲	司
簡易裁判所判事（職務代行）	桂	川		瞳
簡易裁判所判事（職務代行）	道	場	康	介
簡易裁判所判事（職務代行）	坂	本		寛
簡易裁判所判事（職務代行）	藤	永	祐	介
簡易裁判所判事（職務代行）	渡	部	壽	夫
簡易裁判所判事（職務代行）	大	田		茂
簡易裁判所判事（職務代行）	土	井	久	志

(10) 萩簡易裁判所

司 簡易裁判所判事（兼）	藤 永 祐 介
〔兼〕 簡易裁判所判事	野々村 辰夫
簡易裁判所判事（職務代行）	福 井 美 枝
簡易裁判所判事（職務代行）	井 野 憲 司
簡易裁判所判事（職務代行）	桂 川 瞳
簡易裁判所判事（職務代行）	道 場 康 介
簡易裁判所判事（職務代行）	坂 本 寛
簡易裁判所判事（職務代行）	渡 部 壽 夫
簡易裁判所判事（職務代行）	土 井 久 志

(11) 長門簡易裁判所

簡易裁判所判事	野々村 辰夫
簡易裁判所判事（職務代行）	藤 永 祐 介
簡易裁判所判事（職務代行）	種 村 好 子
簡易裁判所判事（職務代行）	木戸口 恒 成
簡易裁判所判事（職務代行）	安 田 光

(12) 岩国簡易裁判所

司 簡易裁判所判事（兼）	小 野瀬 昭
簡易裁判所判事（兼）	佐 川 真 也
簡易裁判所判事	大 田 茂
簡易裁判所判事（職務代行）	山 口 格 之
簡易裁判所判事（職務代行）	若 松 光 晴
簡易裁判所判事（職務代行）	奥 山 浩 平
簡易裁判所判事（職務代行）	高 田 穎 子
簡易裁判所判事（職務代行）	花 田 泰 広

(13) 柳井簡易裁判所

簡易裁判所判事	高	田	禎	子
簡易裁判所判事（職務代行）	小	野	瀬	昭
簡易裁判所判事（職務代行）	佐	川	真	也
簡易裁判所判事（職務代行）	大	田		茂
簡易裁判所判事（職務代行）	若	松	光	晴
簡易裁判所判事（職務代行）	奥	山	浩	平

(14) 下関簡易裁判所

司 簡易裁判所判事（兼）	種	村	好	子
簡易裁判所判事（兼）	辛	島	靖	崇
簡易裁判所判事（兼）	木	戸	口	恒
簡易裁判所判事（兼）	日	下	部	香
簡易裁判所判事（兼）	堀	田	康	介
簡易裁判所判事	安	田		光
簡易裁判所判事（職務代行）	西	岡	雅	和

(15) 船木簡易裁判所

簡易裁判所判事	西	岡	雅	和
簡易裁判所判事（職務代行）	橋	本	耕	太郎
簡易裁判所判事（職務代行）	濱	崎	俊	文
簡易裁判所判事（職務代行）	花	田	泰	広

(16) 宇部簡易裁判所

司 簡易裁判所判事（兼）	橋	本	耕	太郎
簡易裁判所判事（兼）	濱	崎	俊	文
簡易裁判所判事	花	田	泰	広
簡易裁判所判事（職務代行）	福	井	美	枝
簡易裁判所判事（職務代行）	井	野	憲	司

簡易裁判所判事（職務代行）	桂	川	瞳
簡易裁判所判事（職務代行）	道	場	康
簡易裁判所判事（職務代行）	坂	本	寛
簡易裁判所判事（職務代行）	藤	永	祐
簡易裁判所判事（職務代行）	渡	部	壽
簡易裁判所判事（職務代行）	土	井	久
簡易裁判所判事（職務代行）	西	岡	雅
			和

2 裁判事務の分配

(1) 本庁第1部 (民事事件)

担当者 種 別	福 井	道 場	藤 永	清 水	定 松	備 考
合 議	○	○	○		○	※ 1
労 働 審 判	3分の1	3分の2				
単 独	訴 訟	6分の1	6分の4	6分の1		
	配偶者暴力に関する保 護命令	3分の1	3分の2			
	破産 (同廃事件)				2分の1	2分の1 (月曜)
	破産 (上記以外)	2分の1	2分の1			
	民事再生 (個人再生)				2分の1	2分の1 (金曜)
	民事再生 (上記以外)	2分の1	2分の1			
	会社更生, 特別清算	2分の1	2分の1			
	簡易確定手続	2分の1	2分の1			
	非訟, 過料	2分の1	2分の1			※ 2
	船舶所有者等油濁損害 賠償責任制限	2分の1	2分の1			
	強制執行, 担保権の実 行 (不動産)	2分の1	4分の1		4分の1	
	強制執行, 担保権の実 行 (上記以外), 事情 届による配当手続		2分の1			2分の1
	借地非訟	2分の1	2分の1			
	調 停	2分の1	2分の1			※ 3
	仮差押		4分の1		4分の1	2分の1
	仮処分		2分の1			2分の1
	保全異議・取消し					※ 5
	その他				全	※ 6

※ 1 行政事件, 人身保護事件及び消費者特例法関係事件 (簡易確定手続及び同手続に対する異議後の訴訟事件を除く。) は, 全件合議事件とする。

※ 2 非訟のうち, 破綻金融機関の営業譲渡代替許可については代理順序の特例あり。

※ 3 職権調停は本訴係に配付する。

※ 4 ただし, 労働事件及び知財事件は, 福井及び道場が各2分の1を担当し, 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第56条の規定に基づく事件は, 道場及び定松が各2分の1を担当し, 地方自治法第242条の3第2項又は同法第243条の2第5項の規定に基づく訴訟を本案とする事件は定松が担当する。

※ 5 (1)事務分配の補則エで定めるほか, 民事保全法23条4項本文の審尋を経て発令された保全命令 (合議事件を除く。) に対する保全異議事件は, その保全命令を発した裁判官以外の裁判官に配付する (福井又は道場が担当。)。清水又は定松発令に係る原裁判に対する保全異議・取消しは, 福井及び道場が各2分の1を担当する。

※ 6 ただし, 財産開示事件に伴う過料事件は, 福井及び道場が各2分の1を担当する。

(2) 本庁第2部 (民・刑事事件)

種別		担当者	宮坂	福井	井野	桂川	道場	清水	定松	備考
合議	民事差戻し			○			○		○	
	民事除斥、忌避、抗告	○					○		○	
	裁判員法所定の裁判中、受訴裁判所が行えない裁判			○			○		○	※
	刑事差戻し				○	○		○		
	刑事忌避、回避	○				○		○		
単独	検察審査会法41条の9第1項の規定による指定弁護士の指定	全部								

※ 裁判員法とは、「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」をいう。

(3) 本庁第3部 (刑事事件)

種別		担当者	井野	桂川	清水	備考
合議			○	○	○	※1
単独	公判請求 再審 組織的犯罪処罰法62条1項（麻薬特例法23条により組織的犯罪処罰法第6章の規定の例によるものとされる請求事件を含む。）の審査請求		4分の3	4分の1		※2
	心神喪失者等医療観察法に基づく事件	4分の3	4分の1			
	その他				全部	

※1 心神喪失者等医療観察法41条1項の裁判を含む。

※2 法令名の略称について（以下同様）

- (1) 組織的犯罪処罰法とは、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」をいう。
- (2) 麻薬特例法とは、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」をいう。
- (3) 心神喪失者等医療観察法とは、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」をいう（以下同様）。

(4) 周南支部

種 別		担当者	山 口	若 松	奥 山	備 考
民 事	訴 訟		5分の2	5分の2	5分の1	
	強制執行, 担保権の実行, 事情届けに基づく配当手続, 財産開示	全 部				
	破産, 民事再生, 会社更生, 特別清算, 船舶所有者等油濁損害賠償責任制限		2分の 1	2分の 1		
	保全命令, 保全異議・取消し	2分の 1		2分の 1		
	配偶者暴力に関する保護命令	3分の 1	3分の 1	3分の 1		
	証拠保全				全部	
	過 料	全 部				
	その他	全 部				
刑 事	心神喪失者等医療観察法の鑑定入院命令			全 部		
	検察審査会法41条の9第1項の規定による指定弁護士の指定			全 部		
	その他		2分の 1	2分の 1		

(5) 萩 支部

担当事務	担 当 者	備 考
全 部	藤 永 祐 介	

(6) 岩国支部

種 別		担当者	小野瀬	佐 川	奥 山	備 考
民事・刑事合議事件		○	○	○		
民事単独	訴 訟	2分の1	2分の1			
	強制執行, 担保権の実行 (不動産・船舶)	3分の2	3分の1			
	強制執行, 担保権の実行 (債権その他の財産権等), 事情届けに基づく配当手続		全 部			
	財産開示	2分の1	2分の1			
	破産 (管財事件), 民事通常再生, 会社更生, 特別清算	全 部				
	破産 (同廃事件), 個人再生		全 部			
	簡易確定手続	2分の1	2分の1			
	配偶者暴力に関する保護命令	2分の1	2分の1			
	保全命令 (要審尋), 保全異議・取消し	2分の1	2分の1			
	保全命令 (要審尋を除く。)	2分の1	2分の1			
刑事単独	検察審査会法41条の9第1項の規定による指定弁護士の指定	全 部				
	その他	4分の1	4分の3			

(7) 下関支部第1部 (民事事件)

種 別	担当者	種 村	辛 島	木戸口	日下部 (優)	堀 田	備 考
合 議	○		○		○	※	
単 独	訴 訟	2分の1		2分の1			
	破産 (同廃事件)					全 部	
	破産 (管財事件)	3分の1		3分の1		3分の1	
	個人再生	3分の1		3分の1		3分の1	破産移行事件を含む
	民事通常再生, 会社更生, 特別清算	全 部					
	簡易確定手続	2分の1		2分の1			
	非訟, 過料	全 部					
	調 停	全 部					職権調停は本訴の係
	船舶所有者等油濁損害賠償責任制限	全 部					
	強制執行, 担保権の実行 (不動産, 船舶), 財産開示	2分の1				2分の1	
	強制執行, 担保権の実行 (債権その他 の財産権等)			2分の1		2分の1	
	保全命令, 訴え提起前の証拠の収集処分					全 部	
	保全異議・取消し	全 部					
	配偶者暴力に関する保護命令	2分の1		2分の1			
	その他					全 部	

※1 令状請求事件における準抗告を含む。

(8) 下関支部第2部 (刑事事件)

種別	担当者	種 村	辛 島	木戸口	日下部 (優)	堀 田	備 考
合 議	○	○	○		○	○	裁判長は辛島※
単 独	公判請求、再審 組織的犯罪処罰法62条1項（麻薬 特例法23条により組織的犯罪処罰 法第6章の規定の例によるものとさ れる請求事件を含む。）の審査請求		全 部				
	検察審査会法41条の9第1項の規 定による指定弁護士の指定	全 部					
	その他					全 部	

※ 民事除斥、忌避を含む。

(9) 宇部支部

種別	担当者	橋 本	演 崎	備 考
民 事	訴 訟	2分の1	2分の1	
	破産（同時廃止）	2分の1	2分の1	
	破産（管財事件）	2分の1	2分の1	
	民事通常再生	2分の1	2分の1	
	個人再生	2分の1	2分の1	
	会社更生、特別清算	2分の1	2分の1	
	その他	2分の1	2分の1	
刑 事	公判請求	2分の1	2分の1	
	その他	2分の1	2分の1	

(10) 簡易裁判所

序名	担当事務	担当者	備考
山口簡裁	民事訴訟事件	全 部	渡 部 壽 夫 火, 水, 木
	民事調停事件	全 部	
	少額訴訟事件	全 部	
	略式請求事件 (在宅)	2分の1	
	略式請求事件 (在庁 (交通切符を含む。)	5分の3	
	正式裁判申立事件及び略式不相当事件	全 部	
	刑事公判請求事件	全 部	
	略式請求事件 (在宅)	2分の1	
	略式請求事件 (在庁 (交通切符を含む。)	5分の2	
防府簡裁	上記事件を除く刑事案件	全 部	月, 金
	民事事件	全 部	
	刑事事件	全 部	
ただし、公選法違反関係略式請求事件、正式裁判申立事件（公選法違反関係を除く。）及び略式不相当事件（公選法違反関係を除く。）を除く。 ただし書により除かれた事件は、簡易裁判所の裁判事務の代理順序に定めた裁判官が担当する。			
周南簡裁	民事訴訟事件	全 部	高 田 穎 子 土 井 久 志 (職務代行)
	略式請求事件 (三者即日処理方式による交通切符のみ)	全 部	
	民事調停事件	全 部	
	民事事件 (民事訴訟事件、民事調停事件を除く。)	全 部	
	略式請求事件 (三者即日処理方式による交通切符を除く。)	2分の1	
	刑事公判請求事件	各2分の1	
	正式裁判申立事件	各2分の1	
	略式不相当事件	各2分の1	
萩 簡裁	略式請求事件 (三者即日処理方式による交通切符を除く。)	2分の1	大 田 茂 (職務代行)
	下記事件を除く事件		野々村 辰 夫
	正式裁判申立事件	全 部	藤 永 祐 介
	略式不相当事件	全 部	

序 名	担当事務	担当者	備 考
長門簡裁	民事事件 全部 刑事事件 全部 ただし、公選法違反関係略式請求事件、正式裁判申立事件（公選法違反関係を除く。）及び略式不相当事件（公選法違反関係を除く。）を除く。 ただし書により除かれた事件は、簡易裁判所の裁判事務の代理順序に定めた裁判官が担当する。	野々村 辰夫	
岩国簡裁	下記事件を除く事件	大 田 茂	
	正式裁判申立事件 各 2 分の 1	小野瀬 昭	
	略式不相当事件 各 2 分の 1	佐 川 真 也	
柳井簡裁	民事事件 全部 刑事事件 全部 ただし、公選法違反関係略式請求事件、正式裁判申立事件（公選法違反関係を除く。）及び略式不相当事件（公選法違反関係を除く。）を除く。 ただし書により除かれた事件は、簡易裁判所の裁判事務の代理順序に定めた裁判官が担当する。	高 田 穎 子	
	下記事件を除く事件	安 田 光	
	民事訴訟事件（少額訴訟事件を除く） 2 分の 1	西 岡 雅 和	
下関簡裁	正式裁判申立事件 全 部	(職務代行)	
	略式不相当事件 全 部		
船木簡裁	民事事件 全部 刑事事件 全部 ただし、公選法違反関係略式請求事件、正式裁判申立事件（公選法違反関係を除く。）及び略式不相当事件（公選法違反関係を除く。）を除く。 ただし書により除かれた事件は、簡易裁判所の裁判事務の代理順序に定めた裁判官が担当する。	西 岡 雅 和	
	下記事件を除く事件	花 田 泰 広	
	正式裁判申立事件 各 2 分の 1	橋 本 耕太郎	
宇部簡裁	略式不相当事件 各 2 分の 1	濱 崎 俊 文	

(11) 事務分配の補則

- ア 差戻事件は、原裁判に関与した裁判官には配付しない。
- イ 民事再審事件は、再審の対象とされた裁判をした部に配付する。
- ウ 本案に付随する事件は、本案を担当する裁判官又は担当した裁判官の係に配付する。
- エ 訴訟事件で自庁の調停に付された事件は、訴訟を担当する裁判官に配付する。

オ 保全異議、保全取消事件は、その保全処分を発した裁判官が判事又は判事の権限を有する判事補であるときは、その裁判官に配付する。

カ 令状請求、勾留に関する処分、被疑者国選弁護人選任請求、心神喪失者等医療観察法34条1項、60条1項の鑑定入院命令の配付は、その庁の裁判官が協議して定める。

なお、本庁及び山口簡裁、岩国支部及び岩国簡裁並びに下関支部及び下関簡裁における平日の夜間及び休日の処理については、次の裁判官に配付することとし、割当回数、割当順序等は、その庁の裁判官が協議して定める。

(ア) 本庁及び山口簡裁

- a 本庁及び山口簡裁の本務裁判官
- b 本庁の填補裁判官又は山口簡裁の職務代行裁判官のうち、裁判官の居住地から本庁（山口簡裁）までの距離が片道15キロメートル未満の裁判官

(イ) 岩国支部及び岩国簡裁

- a 岩国支部及び岩国簡裁の本務裁判官
- b 岩国支部の填補裁判官及び岩国簡裁の職務代行裁判官

(ウ) 下関支部及び下関簡裁

- a 下関支部及び下関簡裁の本務裁判官
- b 下関簡裁の職務代行裁判官

キ 心神喪失者等医療観察法72条1項、73条1項申立事件は刑事訴訟法429条の準抗告の例による。

ク 勾留理由開示事件は、勾留をした裁判官に配付する。

ケ 勾留に関する処分、組織的犯罪処罰法第4章及び麻薬特例法第5章の事件で、公訴提起後第1回公判期日前のものは、その本案事件を担当しない裁判官があるときは、その裁判官に配付する。

コ 保護観察所から地方裁判所に更生保護法第52条第5項の規定により特別遵守事項の設定又は変更に係る意見を求める書面の提出があったときは、当該事件を担当した裁判官の係に配付し、当該事件を担当した裁判官の係がないときは、本庁第3部に配付する。

- サ 少額訴訟事件の通常移行後の審理及び少額訴訟判決に対する異議事件は、少額訴訟を担当した裁判官が引き続き担当する。
- シ 配付を受けた事件を、その部又は係で処理することが相当でないときは、その申出により、所長は、当該事件を他の部又は係に分配換えすることができる。

(12) 事件の回付

- ア 本庁又は各支部の部又は係は、必要と認めるときは、常任委員会の承認を得て、事件を本庁又は他の支部に回付することができる。ただし、次の場合には、その回付について常任委員会の承認を要しない。
- (ア) 本庁の係が、地方裁判所及び家庭裁判所支部設置規則に定める支部の管轄に属することを理由として、その担当事件を当該支部に回付する場合
- (イ) 各支部の係が、前記規則に定める管轄外の事件であることを理由として、その担当事件を本庁又は同規則に定める管轄の支部に回付する場合
- (ウ) 本庁又は各支部の係が、その担当事件を、これと関連する事件が本庁又は他の支部に係属し、かつ、その事件を担当する裁判官が両事件を併せて担当することに同意したことを理由として、関連事件担当の裁判官の所属する本庁又は支部に回付する場合
- (エ) 下関支部・岩国支部が受理した刑事訴訟法429条の準抗告事件（その例によるとされる組織的犯罪処罰法、麻薬特例法、心神喪失者等医療觀察法の事件を含む。）を本庁に回付する場合
- (オ) 下関支部・岩国支部が受理した民事除斥、忌避申立事件を本庁に回付する場合
- (カ) 各支部が受理した破綻金融機関の営業譲渡代替許可申立事件を本庁に回付する場合
- (キ) 周南支部、萩支部及び宇部支部が受理した消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第56条に基づく仮差押命令申立事件を本庁に回付する場合
- イ 前項ただし書(ウ)により事件の回付を受けた本庁又は各支部は、同事件を当該関連事件の係属する裁判官に配付する。
- ウ アに問わらず、心神喪失者等医療觀察法の処遇事件、76条1項、2項の申立事件が支部であった場合は、同法34条1項、60条1項の鑑定入院命令の手続をすべきときにはその手続の終了後、それ以外のものにあってはその申立てがあった後、直ちにこれを本庁に回付するものとする。

3 裁判事務の代理順序

(1) 地方裁判所

差し支えのある裁判官		代理する裁判官（記載の順序）
本 庁	各部の裁判長	その部の他の裁判官、他の部の裁判官又は山口地裁兼務の家裁裁判官 ※ 代理順序の特例
	各部の裁判官	
周南支部裁判官		周南支部の他の裁判官、本庁裁判官
萩 支部裁判官		本庁裁判官
岩国支部	裁判長	佐川真也、本庁部総括裁判官、周南支部長
	裁判官	岩国支部の他の裁判官、周南支部裁判官又は本庁裁判官
下関支部	第1部裁判長	辛 島 靖 崇
	第2部裁判長	種 村 好 子
	各部の裁判官	その部の他の裁判官（ただし、事務分配表記載の次順位担当者）、他の部の裁判官
宇部支部裁判官		宇部支部の他の裁判官、本庁裁判官

以上により決め難いときは、所長の決するところによる。

※1 破綻金融機関の営業譲渡代替許可について、民事部総括裁判官に差し支えがある場合は、次の代理順序により処理する。

- ① 本庁刑事部総括裁判官
- ② 下関支部長裁判官
- ③ 岩国支部長裁判官

以上により決め難いときは、所長の決するところによる。

※2 本庁第2部においては、民事差戻事件については本庁民事総括裁判官が、刑事差戻事件については本庁刑事総括裁判官が、それぞれ裁判長となる。

(2) 簡易裁判所

差し支えのある裁判官	代理する裁判官（記載の順序）
山 口 簡 裁 裁 判 官	山 口 簡 裁 の 他 の 裁 判 官 長 門 簡 裁 裁 判 官
防 府 簡 裁 裁 判 官	周 南 簡 裁 裁 判 官
周 南 簡 裁 裁 判 官	柳 井 簡 裁 裁 判 官 防 府 簡 裁 裁 判 官 岩 国 簡 裁 裁 判 官 周 南 簡 裁 の 他 の 裁 判 官
萩 簡 裁 裁 判 官	萩 簡 裁 の 他 の 裁 判 官 山 口 簡 裁 裁 判 官
長 門 簡 裁 裁 判 官	萩 簡 裁 裁 判 官 下 関 簡 裁 裁 判 官
岩 国 簡 裁 裁 判 官	岩 国 簡 裁 の 他 の 裁 判 官 柳 井 簡 裁 裁 判 官 周 南 簡 裁 裁 判 官
柳 井 簡 裁 裁 判 官	岩 国 簡 裁 裁 判 官 周 南 簡 裁 裁 判 官
下 関 簡 裁 裁 判 官	下 関 簡 裁 の 他 の 裁 判 官
船 木 簡 裁 裁 判 官	宇 部 簡 裁 裁 判 官
宇 部 簡 裁 裁 判 官	宇 部 簡 裁 の 他 の 裁 判 官 船 木 簡 裁 裁 判 官

以上により決め難いときは、所長の決するところによる。

4 開廷の日割

(1) 地方裁判所

序 別	曜日 事件種別		月	火	水	木	金	備 考
	事件種別	曜日						
本 庁	第1部 民事	(合議)	道場 藤永	(合議) 藤永	福井 道場			月曜は第1, 3, 5週
	第2部	民事		(合議)				
		刑事		(合議)	(合議)	(合議)	(合議)	
	第3部 刑事	井野	井野	(合議)	井野 桂川			合議は、裁判員裁判を除く
周南支部	民 事	奥山	若松	山口	若松	山口		
	刑 事	若松	奥山	若松			奥山	水曜は簡裁優先 金曜は第1, 3週のみ
萩 支部	民 事	藤永					藤永	
	刑 事	藤永					藤永	
岩国支部	民 事	小野瀬			(合議)	(合議) 佐川		
	刑 事		佐川		(合議)	(合議) 小野瀬		
下関支部	第1部 民事		(合議)	種村 戸口	木		種村 戸口	
	第2部 刑事		(合議) 辛島			辛島		木曜は第1, 3週のみ
宇部支部	民 事	濱崎		橋本	濱崎	橋本		
	刑 事		橋本	濱崎				

(2) 簡易裁判所

(少) は少額訴訟、(調) は調停、(交) は交通切符(即決)、(正) は正式裁判

庁別	事件種別	曜日	月	火	水	木	金	備考
山口簡裁	民事	渡部 渡部 (少)	渡部 (調)	渡部 (調)	渡部 (調)	渡部 (調)	渡部 渡部 (少)	
	刑事	野々村	井野 (正)				野々村 (交)	(交) は第2, 4金曜の 午前のみ
防府簡裁	民事	土井 土井 (少)		土井 (調)	土井 (調)			
	刑事				土井 土井 (交)			(交) は第3木曜のみ (正) は随時
周南簡裁	民事	高田	土井 (調)		高田	高田 土井 (調)		月曜、木曜は随時
	刑事	若松	奥山	若松	高田 (交)	奥山		(交) は第4木曜のみ 金曜は第1, 3週のみ
萩簡裁	民事		野々村 野々村 (調)	野々村 野々村 (調)				
	刑事		野々村	野々村 (交)		藤永 (正)		(交) は第3水曜のみ
長門簡裁	民事				野々村 野々村 (調)			
	刑事				野々村 野々村 (交)			(交) は第4木曜のみ (正) は随時

序 別	事件種別	曜日	月	火	水	木	金	備 考
岩国簡裁	民 事			大田 大田 (少) 大田 (調)		大田 (調)		
	刑 事			大田 大畠 (正)	大田 (交)		小野瀬 (正)	(交) は原則として 第3水曜の午前のみ
柳井簡裁	民 事			高田 高田 (調)	高田 高田 (調)			
	刑 事			高田 高田 (交)				(交) は第4火曜の午 前のみ 公判請求事件は第4火 曜の午前を除く (正) は隨時
下関簡裁	民 事			安田 (調)	安田	西岡	安田 (調)	
	刑 事	安田		安田 (交)				(交) は第3火曜のみ
船木簡裁	民 事	西岡 (調)			西岡			
	刑 事				西岡 西岡 (交)			(交) は原則として 第3水曜のみ (正) は隨時
宇部簡裁	民 事			花田	花田 (調)	花田 (調)	花田	
	刑 事	花田 (交)				花田		(交) は原則として 第3月曜の午前のみ 木曜は隨時

5 司法行政事務の代理順序

本官	代理裁判官
所長	①福井美枝 ②井野憲司 ③桂川瞳 ④道場康介
本庁 第1部総括者	①井野憲司 ②桂川瞳 ③道場康介
本庁 第2部総括者	①福井美枝 ②井野憲司 ③桂川瞳 ④道場康介
本庁 第3部総括者	①福井美枝 ②桂川瞳 ③道場康介
周南支部長	①若松光晴 ②奥山浩平
萩支部長	①福井美枝 ②井野憲司
岩国支部長	佐川真也
下関支部長	①辛島靖崇 ②木戸口恒成
下関支部 第1部総括者	①辛島靖崇 ②木戸口恒成
下関支部 第2部総括者	①辛島靖崇 ②木戸口恒成
宇部支部長	濱崎俊文
山口簡裁司法行政事務掌理者	①福井美枝 ②井野憲司
周南簡裁司法行政事務掌理者	①若松光晴 ②奥山浩平
岩国簡裁司法行政事務掌理者	①大田茂 ②佐川真也
下関簡裁司法行政事務掌理者	安田光
宇部簡裁司法行政事務掌理者	①花田泰広 ②濱崎俊文
防府、萩、長門、柳井及び船木各簡裁の司法行政事務掌理者	裁判事務代理順序による裁判所の裁判官

以上により決め難いときは、所長の決するところによる。